

## 市第 132 号議案 横浜市市税条例等の一部改正

「平成28年度の地方税法等の改正（平成28年3月公布）」及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律の改正（平成28年11月公布）」を受け、横浜市市税条例等を改正します。

税目・改正項目		改正案の内容																	
法人市民税	法人税割の税率の引下げ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">           市税条例            第29条の4            第29条の4の2         </div>	<p>○ 地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るためとして、地方税法における法人市民税法人税割の税率が3.7%引き下げられ、その引下げ相当分が国税化されました。これに伴い、本市においても、法人市民税法人税割の税率を3.7%ずつ引き下げます。</p> <p>○ なお、この改正は、平成26年度税制改正で行われた、法人市民税法人税割の一部国税化が、平成28年度税制改正においてさらに進められたものです。</p> <p>【参考】法人税割の税率の改正内容</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>法人の区分 (資本金の額若しくは出資金の額等)</th> <th>現行</th> <th>改正後</th> <th>差</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5億円未満</td> <td>9.7%</td> <td>6.0%</td> <td rowspan="3">▲3.7%</td> </tr> <tr> <td>5億円以上10億円未満</td> <td>10.9%</td> <td>7.2%</td> </tr> <tr> <td>10億円以上</td> <td>12.1%</td> <td>8.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>【適用】平成31年10月1日以後に開始する事業年度から</p>	法人の区分 (資本金の額若しくは出資金の額等)	現行	改正後	差	5億円未満	9.7%	6.0%	▲3.7%	5億円以上10億円未満	10.9%	7.2%	10億円以上	12.1%	8.4%			
	法人の区分 (資本金の額若しくは出資金の額等)	現行	改正後	差															
5億円未満	9.7%	6.0%	▲3.7%																
5億円以上10億円未満	10.9%	7.2%																	
10億円以上	12.1%	8.4%																	
軽自動車税	環境性能割の創設 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">           市税条例            第71条 他         </div>	<p>○ 自動車取得税(県税)が廃止されることと併せて、軽自動車税に環境性能割(市税)が創設されました。環境性能割は、軽自動車の取得時に、取得価額にそれぞれの燃費基準に応じた税率を乗じた額を課すもので、納税義務者・税率など必要な項目について、条例に定めます。</p> <p>○ また、当分の間は、自動車税環境性能割(県税)と併せて、県が賦課徴収等の事務を行います。</p> <p>【参考】環境性能割の税率 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">乗用車(自家用)</span></p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>自動車税の税率</th> <th>軽自動車税の税率</th> <th>対 象 車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非課税</td> <td>非課税</td> <td>電気自動車等</td> </tr> <tr> <td>1.0%</td> <td>1.0%</td> <td>H32燃費基準+10%達成</td> </tr> <tr> <td>2.0%</td> <td rowspan="2">2.0%</td> <td>H32燃費基準達成</td> </tr> <tr> <td>3.0%</td> <td>H27燃費基準+10%達成</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>上記以外の車</td> </tr> </tbody> </table> <p>【適用】平成31年10月1日以後に取得される軽自動車</p>	自動車税の税率	軽自動車税の税率	対 象 車	非課税	非課税	電気自動車等	1.0%	1.0%	H32燃費基準+10%達成	2.0%	2.0%	H32燃費基準達成	3.0%	H27燃費基準+10%達成			上記以外の車
自動車税の税率	軽自動車税の税率	対 象 車																	
非課税	非課税	電気自動車等																	
1.0%	1.0%	H32燃費基準+10%達成																	
2.0%	2.0%	H32燃費基準達成																	
3.0%		H27燃費基準+10%達成																	
		上記以外の車																	
その他		<p>○ 軽自動車税「環境性能割」の創設に伴い、従来の軽自動車税について、「種別割」に名称を変更します。</p> <p>○ その他、条文整備を行います。</p>																	